



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.

資料2-2

# 東日本大震災後における 組織改正及び人員体制の状況

平成24年8月6日  
福島県行政経営課

## 東日本大震災後における復旧・復興に向けた組織改正の概要

### ■ 平成23年5月20日付け設置

- 東日本大震災からの復旧・復興を全庁一体となって円滑に推進するため、知事を本部長とする「福島県東日本大震災復旧・復興本部」を設置。

### ■ 平成23年6月1日付け改正

- 市町村の行政機能復旧など市町村の復興支援に係る業務を総合的かつ一体的に推進するため、「市町村復興支援担当理事」を新設（→平成24年度の避難地域復興局新設に伴い廃止）
- 原子力損害の迅速かつ十分な賠償対応など原子力損害対策に係る業務を総合的かつ一体的に推進するため、「原子力損害対策担当理事」を新設。

### ■ 平成23年9月1日付け改正

- 復興計画の策定や原子力災害からの再生・復興に関する国との協議を進めるため、「復興・総合計画課」を設置（総合計画課を改称）。
- 原子力損害に関する特別法の制定等十分な賠償に向けた体制を強化するとともに、県民等の原子力損害賠償請求を円滑に進めるため、「原子力損害対策課」及び「原子力賠償支援課」を新設。
- 個人個人の被ばく線量を推計するための基本調査、県民の健康状態を把握し、将来にわたる健康管理を行うための詳細調査など、県民の生涯にわたる健康を守るため、健康増進課内に「健康管理調査室」を新設。
- 復旧・復興地方本部の運営や市町村の復興支援、さらには原子力損害賠償に関する市町村との調整を行うため、各地方振興局に「復興支援・地域連携室」を設置（地域連携室を改称）。
- 農林水産物のモニタリング検査・分析体制を強化するため、農業総合センター安全農業推進部に「分析課」を設置。

■ 平成23年10月13日付け改正

- 除染対策を始め、関連する施策を総合的に調整し、推進する職として、生活環境部に「環境回復推進監」を新設。
- 市町村の除染計画の策定支援、除去土壌等の仮置場の設置推進、国等関係機関との調整、県等関係機関との調整、除染技術の評価・研究など、除染に係る施策を総合的に推進するため、生活環境部に「除染対策課」を新設。

■ 平成24年4月1日付け改正

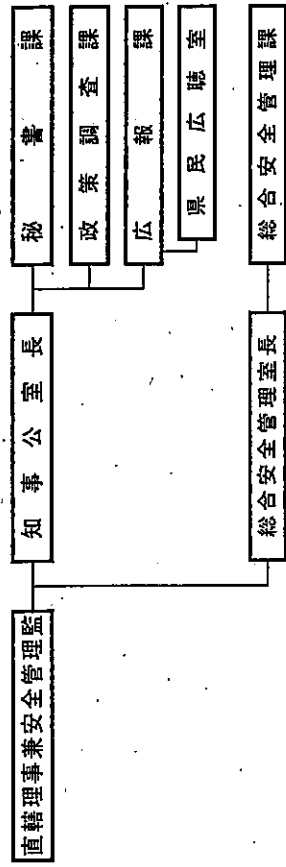
- 警戒区域等の見直しに伴い、避難地域にある市町村の帰還及び復興支援を推進するため、企画調整部に「避難地域復興局」及び「避難地域復興課」を新設。
- 県外の避難者受入自治体等との調整や県内外の避難者と地元市町村とのきずなの維持、被災者生活再建支援金の支給など被災者の生活再建を支援するため、生活環境部に「避難者支援課」を新設。
- 再生可能エネルギー関連産業の集積・創出を推進するため、商工労働部に「再生可能エネルギー産業推進監」を新設するとともに、全庁的な事業推進を図るため、関係課による「再生可能エネルギー産業プロジェクト推進室」を設置。
- 農地、森林等の除染、放射性物質の農林水産物への影響に係る低減対策等を推進するため、農林水産部農業振興課内に「農林地再生対策室」を新設。
- 公共土木施設の災害復旧事業等を着実に実施するため、相双及びいわき建設事務所内に「復旧・復興部」を新設。

■ 平成24年6月15日付け改正

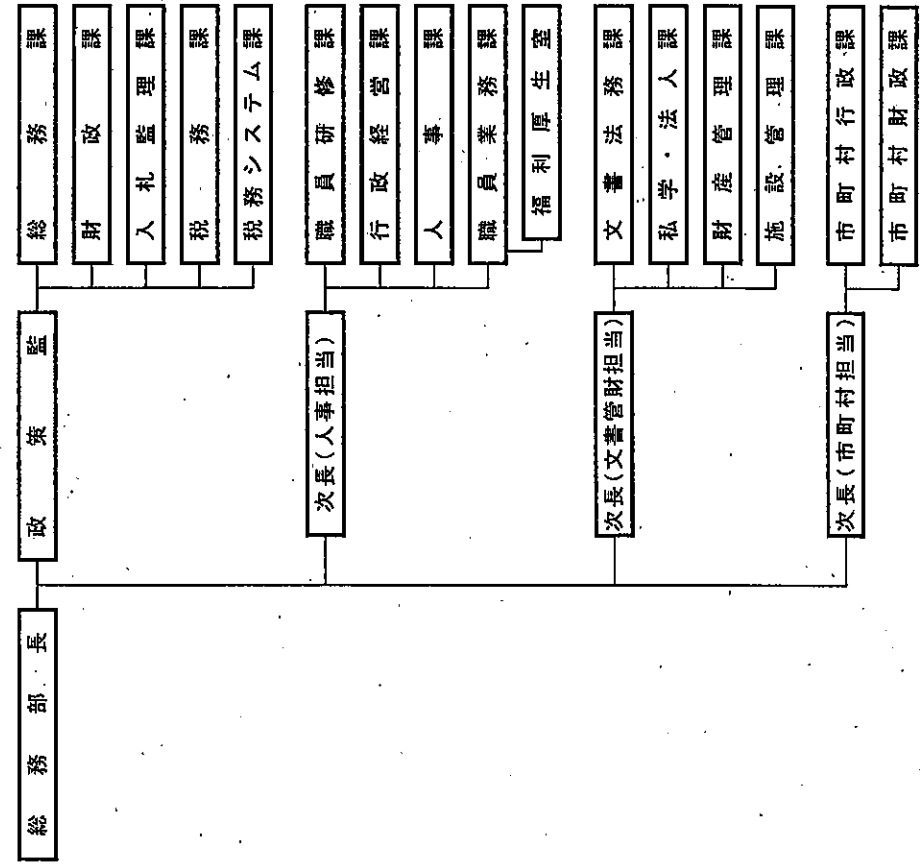
- 双葉郡等からいわき市への避難者に係る支援を強化するため、「相双保健福祉事務所いわき出張所」を新設。

平成24年度福島県行政機構図（知事部局）

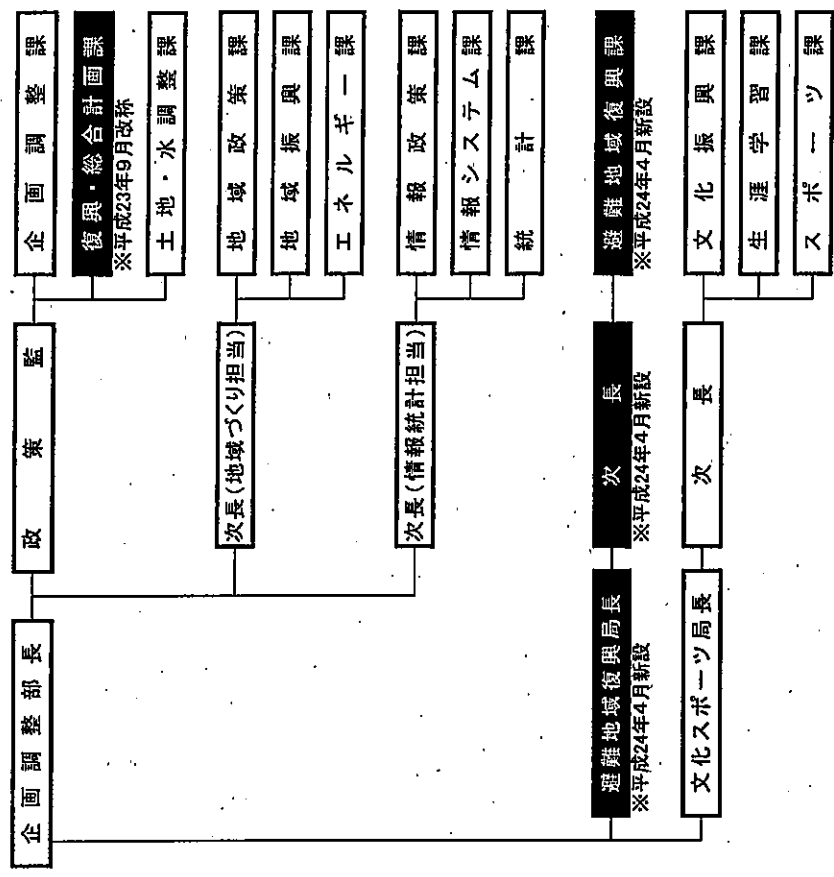
(1) 知事直轄



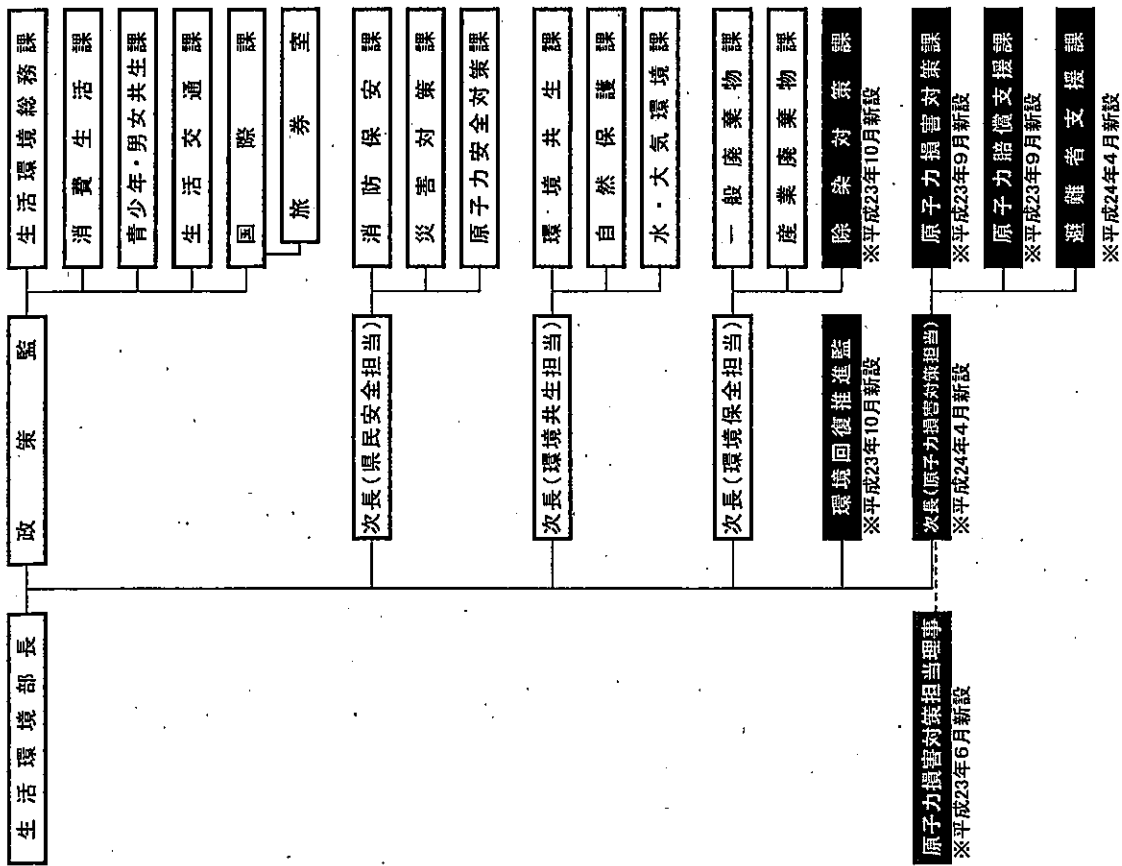
(2) 総務部



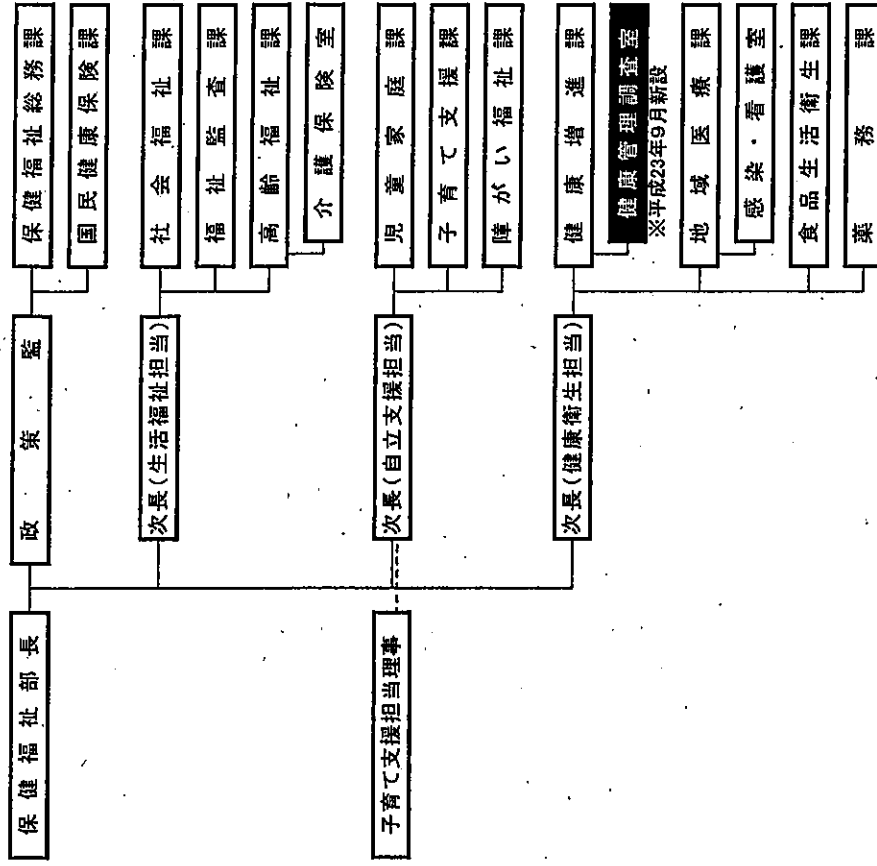
(3) 企画調整部



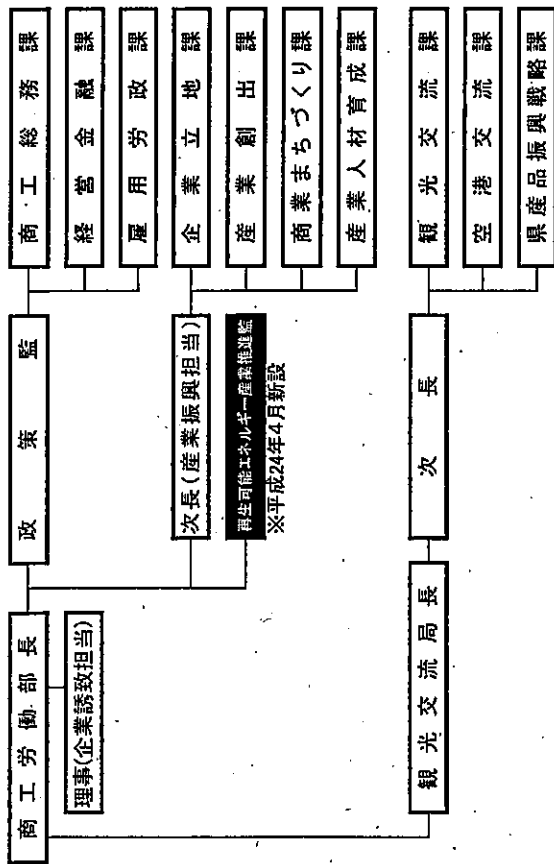
(4)生活環境部



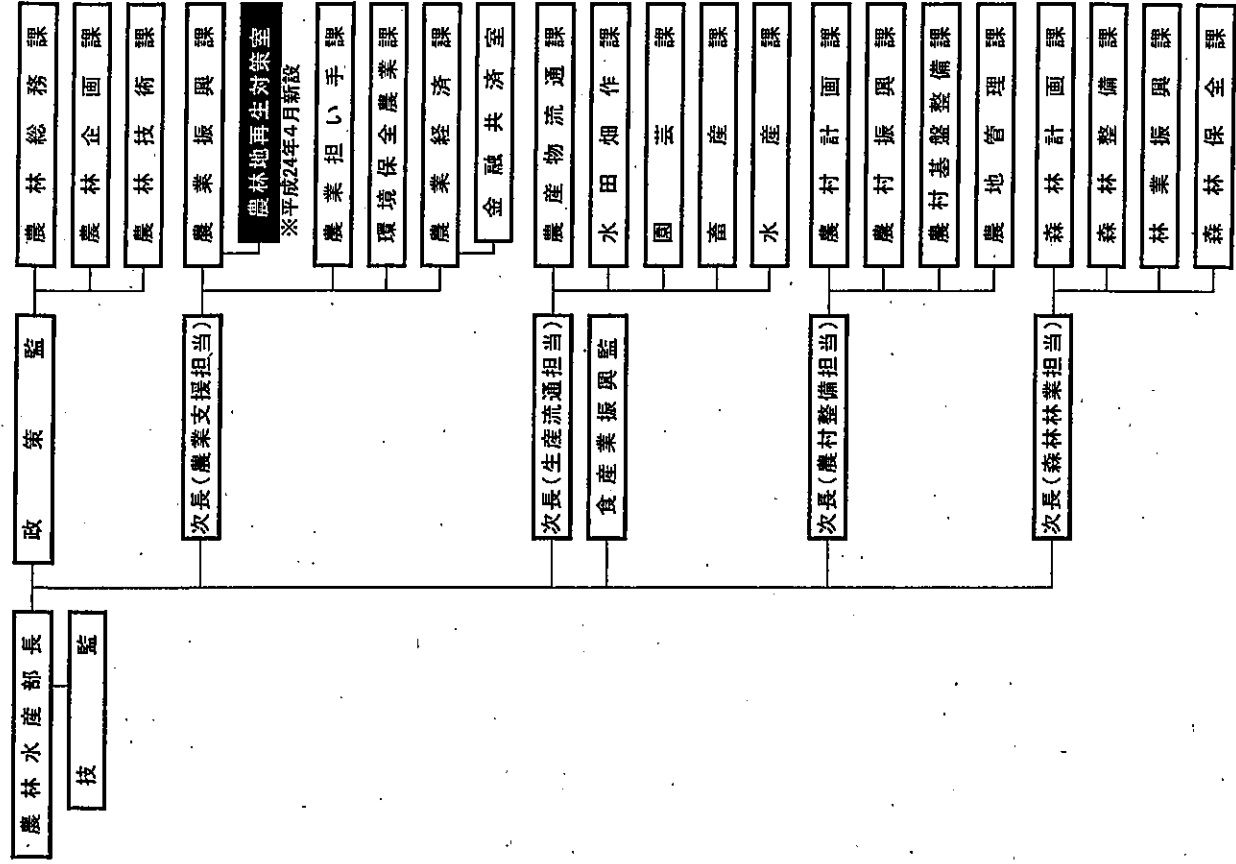
(5)保健福祉部



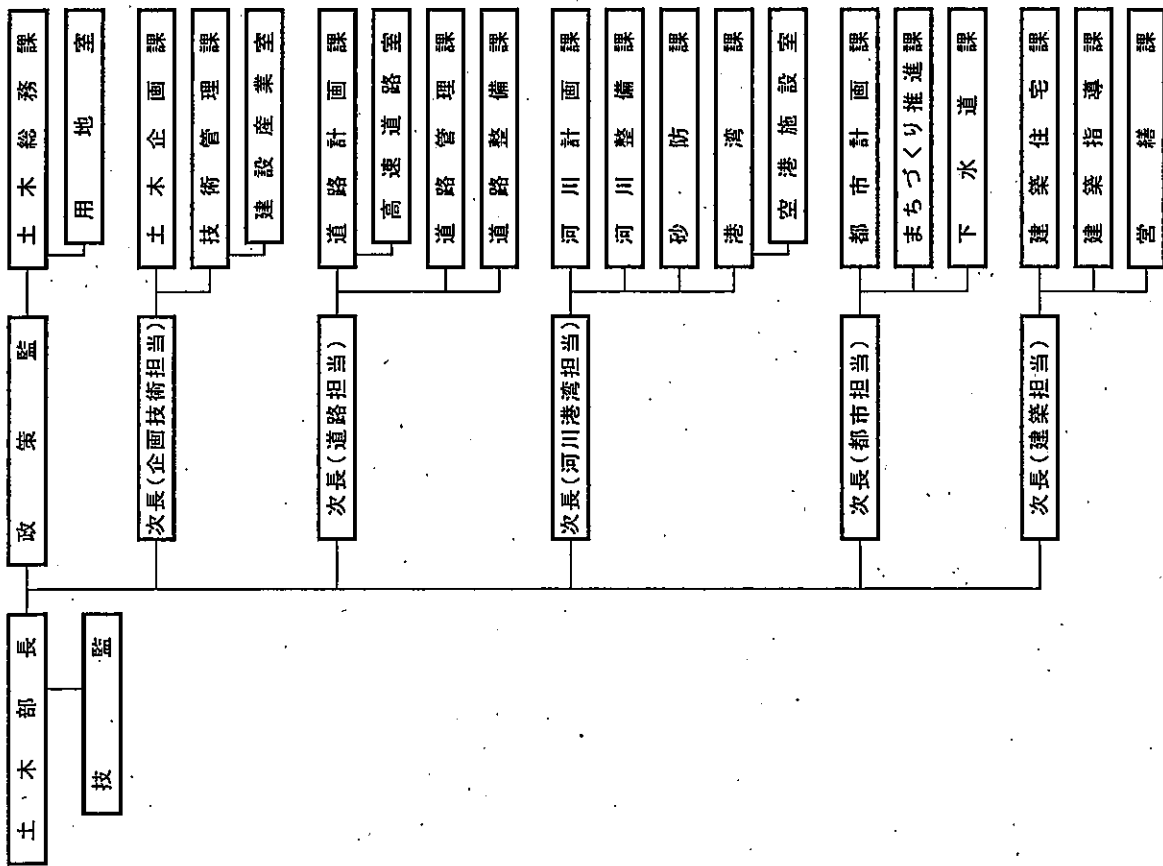
(6) 商工労働部



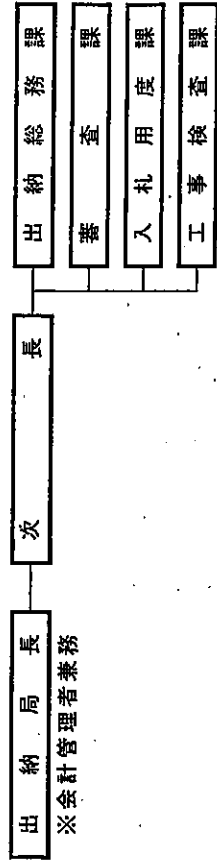
(7) 農林水産部



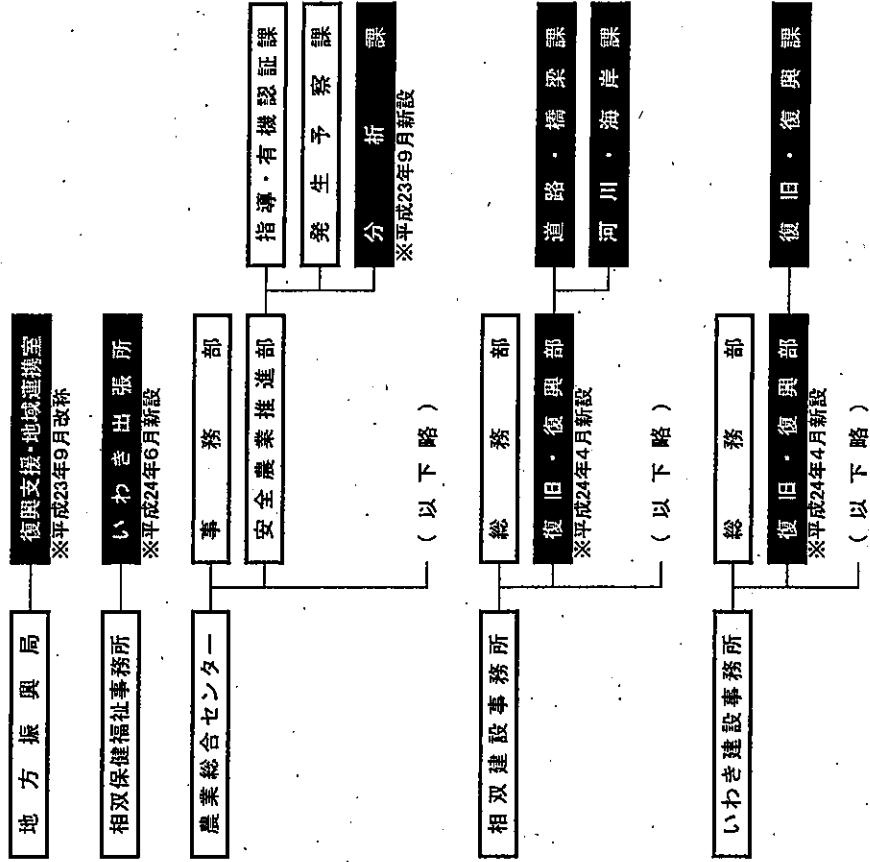
(8)土木部



(9)出納局

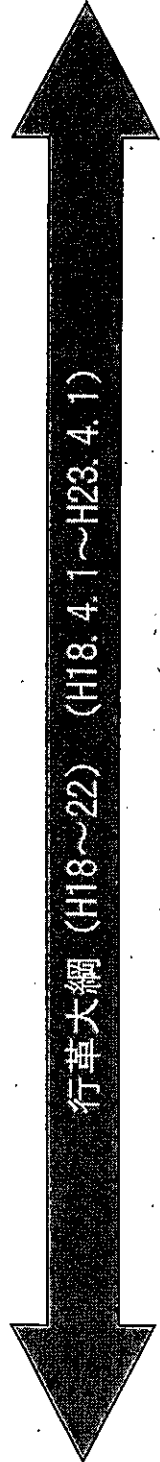
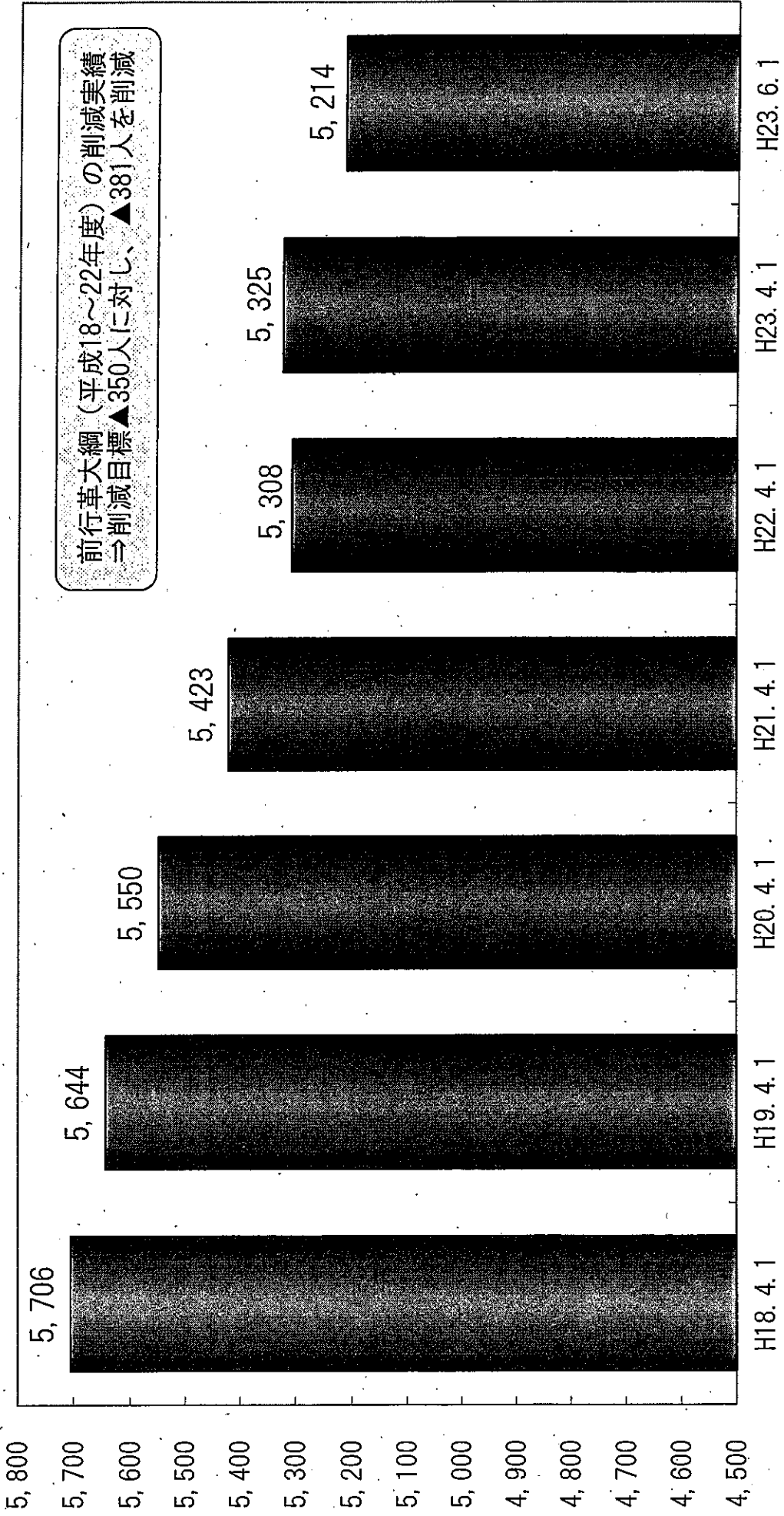


(10)出先機関における改正(復旧・復興関連のみ)



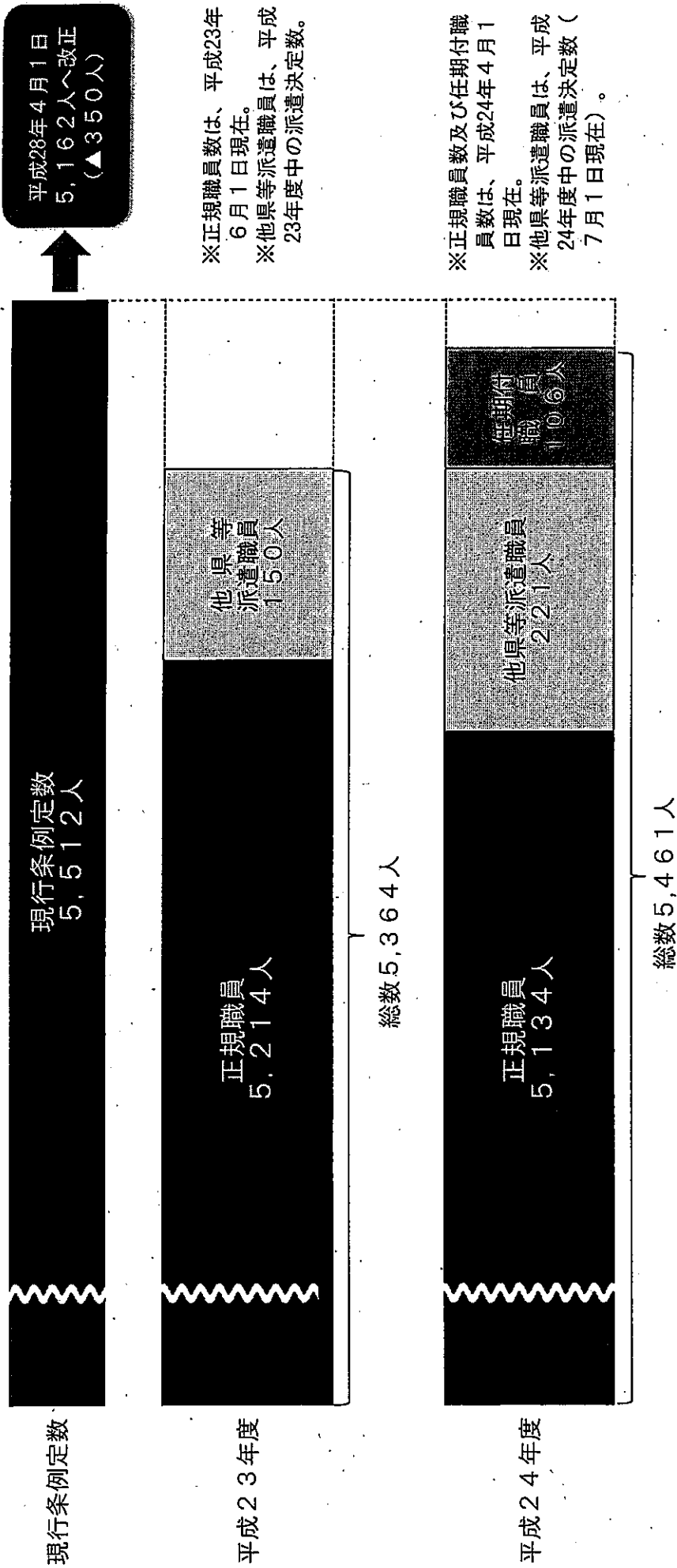
# 知事部局職員数の推移

(人)





# 平成23～24年度における知事部局職員数の全体像



※正規職員数は、平成23年6月1日現在。  
 ※他県等派遣職員は、平成23年度中の派遣決定数。

※正規職員数及び任期付職員数は、平成24年4月1日現在。  
 ※他県等派遣職員は、平成24年度中の派遣決定数（7月1日現在）。

■ 他県等派遣職員  
 地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、職員の派遣を定める制度。派遣期間は、派遣元団体との協議により、概ね3か月～最長1年間。

■ 任期付職員  
 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条に基づき、一定の期間内の業務量の増加等に対応するため、任期を定めて職員を採用できる制度。任期は、原則3年間で、最大で5年間まで延長できる。

「福島県復興計画（第1次）」に基づく具体的取組（主なもの）の計画期間

具体的取組	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
公共土木施設等の復旧	小名浜港の復旧 相馬港の復旧 道路、河川、橋りょう、砂防、地すべり、急傾斜地、下水道、公営住宅、公園などの復旧 海岸堤防等の復旧 農地、林地、農林道、農業用ダム、ため池、排水機場、農業集荷排水施設等の復旧 漁港・市場・養殖場の復旧 海岸防災林の復旧 農地の除塩対策の推進									
警戒区域等の見直しに伴うインフラの復旧	警戒区域等の見直しに伴うインフラの復旧									
県土を形成する基幹的交通基盤の早期復旧と災害に強い道路ネットワークの構築	東西の連絡軸の強化等、復興道路ネットワークの整備 多重防制によるまちづくり（土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、防災緑地整備事業等） 恒久的な住宅対策（既存県営住宅改善事業、災害公営住宅整備事業等）									
避難住民の住環境・社会環境の整備	モニタリングの強化									
モニタリングの強化及び県土の環境浄化	身近な生活空間における放射線量低減対策 農地等における除染対策 森林等の除染の推進									
県民の健康管理	長期にわたる県民健康管理調査を通じた健康の保持・増進									
原子力災害の全県管に対する賠償・補償に向けた取組	県民、事業者への原子力損害賠償の円滑な推進									
環境浄化のための国内外の英知を結集した調査研究	環境浄化のための国内外の英知を結集した調査研究・技術開発・実証実験、国際的な研究拠点の整備 県立医科大学での放射線医学に関する研究や診療機能の強化、放射線診療の早期診断・最先端治療拠点の創設									
保健医療拠点の整備	放射線医学の研究や診断・治療技術の高度化と関連する医療機器産業の集積や創薬開発									
医療・福祉機器産業等の推進	再生可能エネルギー関連研究拠点の整備									
再生可能エネルギー関連研究拠点の整備	被災市町村の行政機能の復興、復興計画策定支援等									
市町村の復興支援										

※計画期間は、「福島県復興計画（第1次）」策定時のものであり、今後の事業の進捗状況等により変更する場合があります。